

# 陳 情 一 覧 表

令和2年12月盛岡市議会定例会（令和2年12月16日）

受理 番号	受理年月日	陳 情 の 要 旨	提 出 者
9	R2.12.8	女川原発再稼働を認める宮城県 決議への反対表明を求める陳情	岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田 子 1076-4 浅利 志津子



# 女川原発再稼働を認める宮城県決議への反対表明を求める陳情書

2020年12月5日

岩手県議会議員各様、盛岡市、一関市、奥州市、大船渡市、宮古市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、滝沢市、葛巻町、雫石町、岩手町、一戸町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町の各議会議員各様

盛岡市議会議員 遠藤 政幸 様

陳情者代表

〒028-5134 岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子 1076-4

浅利 志津子 (あさり しづこ)

他 178人の署名



## 1、陳情の要旨

私たちは、自然エネルギーによる発電を進めている町の住人です。この度、女川原発再稼働を認める宮城県の決定を報道で知り不安に駆られています。福島原発事故の際には、岩手県も少なくない被害を受けました。事故が起きれば、再稼働を認めた女川町や宮城県だけの問題ではなくなります。立地する地域のみでの判断に委ねられる今の決め方に理不尽さを覚えます。

岩手県は自然エネルギーによる電力の供給に力を注いでいます。岩手県そして岩手県の各市町村として、女川原発再稼働を認める宮城県の決議に対し反対を表明していただきたく陳情いたします。

## 2、陳情の理由と思い

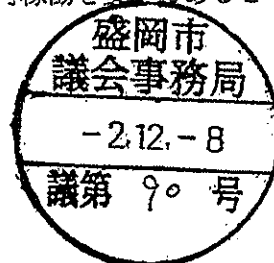
・報道によりますと、先日の宮城県の会議では、再稼働賛成の理由として、第一に女川原発が国の新しい安全基準を満たしていることが挙げられていました。しかし、それは100パーセントの安全を保障するものではありません。いざという時のために、ヨウ素半減薬を準備しなければならない生活です。

・仮に避難の手順や方法が整えられたとしても、それで安心ではありません。故郷を失った福島の方々の生活はいろいろな理由で今も大変です。

・また、福島原発事故による子ども達の健康への影響はこれから現れる可能性があるそうです。しかし、差別が心配で検査を受けていない子どももいると聞きます。しかも、国は福島以外の子どもの検査は行っていません。健康においても、環境においても、未来の安心・安全を子どもたちに残す事が大切ではないでしょうか。

・稼働中にも様々な問題を抱えています。少しずつ出るであろう核の廃棄物は海も空気も汚染する可能性があります。その海も空気も岩手県に繋がっています。福島原発の廃炉作業では多くの労働者が被爆していると聞いていますが、稼働中にも原発内部の点検など被爆の危険が伴う労働者が必要とのこと。原発廃棄物の最終処分の問題も大きく、それら様々な問題が存在するままの再稼働を安全であるとは私たちには考え難いです。

陳情第 9 号



・今挙げたすべての心配が、岩手の私達にも及ぶ可能性があります。福島原発事故の時、岩手に住む私たちも被害を受けました。放射能が漏れたら、再稼働を認めた宮城県だけにその放射能を留めておくことは不可能です。再稼働の判断を宮城県、女川町、石巻市だけに任せられることに理不尽さを覚えます。私達にも女川原発再稼働に賛成や反対をする権利があるのではないのでしょうか。

・先日の会議で挙げられた第2の賛成理由は、東北地方の電力を賄うために女川原発は必要だということでした。しかし、私たちは、循環可能な自然エネルギーによる電力の供給を望みます。

・福島原発事故の後、その原発で働いていた方がテレビの取材に応じておっしゃっていました。「自分は誇りを持って原発で働いていた。世の中のためになっていると思っていた。安全を信じていた。」と、福島が犠牲を払って教えてくれたことに学びたいです。様々な問題のある原発は、まだ、人類の手に負えない物なのではないのでしょうか。

・国は、日本中の貧しい地域に大金を与えて原発を建て、原発に依存せざるを得ないようにしていると思えてなりません。その地域にとっては、原発をなくせばそれで済むという単純な問題ではないのかもしれませんが、原発が止まってから10年生活してきました。宮城県の皆様にもぜひ一緒に、自然エネルギーによる発電を目指していただきたいと願います。

以上の理由で、私達は女川原発再稼働に反対します。

今の人類には解決できない様々な問題を抱えた原発は稼働するべきではないと考えます。

ぜひ、岩手県そして岩手県の各市町村として、女川原発再稼働を認める宮城県の決議に対し、反対の声を上げてくださいますようお願いいたします。

尚、岩手県の全市町村様へお送り致したく、県以外へはコピーを送らせていただきますことをお許しください。

以上